JAPAN Neko-Dasuke NETWORK

いのちにやさしいまちづくり

ねこだすけNEWS

[p-1]
2006 平成18年7月
Vol.29
発行／著作
NPO ねこだすけ
〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
www.nekodasuke.net

移転のお知らせ

NPOねこだすけは、平成18年5月より下記に移転しました。

新住所　〒160-0015東京都新宿区大京町5-15-203

電話とファックス番号03-3350-6440は変りません。

※IP電話番号を廃止しました。
法人登記変更などは手続き中です。悪しからずご容赦ください。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【写真上】移転の片づけも一段落。相談電話や、資料整理も終り、一息ついてお食事です。

デスクワークヘルパーさんを募っています。

デスクワークの場所は移転先のねこだすけ事務所です。現在までボランティアスタッフに有償の仕組みをとれていません。無償奉仕のデスクワークです。

主な内容は、資料請求やお問い合せなどへの返信レターの作成や資料の整理などです。資料作りの手作業も多いです。次第にデスクワークの要領に馴染むと、ご相談電話への応対などをお願いします。

しかしその前に、人と動物との極めて適切な関係づくりの大きなテーマが事務所では日常的な話題です。その中で一番身近なねこについて、多くのことを考えます。地域ねこプランはそんな中で考えだされたアイデアです。

これ以上の不幸なねこを生み出さないことと、既に生きているねこたちを守りかばう目的で、地域ねこの推進と普及や啓発活動に、どうぞ手を差し伸べてください。

ねこだすけボランティアのモットーは、「今できることを、できる範囲で、決して無理をしないで」です。

ヘルパーさんのお問合せは…　Fax.03.3350-6440まで
「ヘルパー希望」として、郵便番号・ご住所・お名前・折り返しのお電話番号をお知らせください。

えっ!!「ネコの飛び出し注意」という看板。

「ねこに餌やるな!!」「ペット立ち入り禁止」などの看板や、はり紙・ポスター対策は日常的です。

下の写真の場所は、とぎすまされたとも表現されるほど、管理の行き届いている都内の地域です。

超一級国際的伝統ホテルと超大国大使館に隣接し、そこここに警備の警察官が見られます。

裏通りで交通量も多く有りませんから、通りを横断するねこがいるのでしょうか？

東京都の「通称・地域ねこ推進事業」認定地区にはなっていませんが、トラップ・ニューター・リターン（ねこを保護・捕獲して、避妊手術の後に返還。）に意識の高いと噂されるところです。

人と猫との調和のとれたまちづくりを考えるシンポジウム

○浜松市・まちづくりセンター・2F会議室
○2006年7月29日（土）午後1時30分～午後4時
○主催：静岡犬猫ネットワーク
○講師：新宿区愛護動物担当　NPOねこだすけ
○後援：静岡県・浜松市ほか　※共催協力多数

地域猫プランパネル展＆写真展

○浜松市・まちづくりセンター・1Fロビィ
○2006年7月22日（土）～30日（日）
○午前10時～午後9時（最終日午後5時）

静岡犬猫ネットワーク主宰者ブログ
http://makotaku.hamazo.tv/e84938.html#comments

●チラシをねこだすけからファックスできますのでお問い合せください。

修学旅行の研修活動

平成18年5月15日、修学旅行の研修活動で訪問先にねこだすけが選ばれ、次世代の皆さまと動物愛護につい話し合いました。（写真は生徒さん訪問風景。）

地域のネコを「地域ねこ」にする活動や、不幸なねこを守りかばう合間のうれしい訪問です。

テーマはNPO活動についての社会学習です。ねこだすけは官民協働で、地域の皆さまとも同じ目的を持ちながら行う、動物愛護と環境の保全を目指しています。

NPOの活動でよかったことや困ったことなどを、実際に経験したことがらと照らし合わせながら伝えました。

訪問先に選ばれたねこだすけには、大勢の生徒さんの集う施設がありません。そこで今回は官民協働のパートナー新宿区のご担当が、区の施設に転用されている小学校の廃校を手配し、一緒に参加していただきました。

官民協働で協力し合い、地域ねこがテーマの地域保全活動と動物愛護の底辺を次世代に伝えるチャンスです。

朝早くから生徒さんたちが主体になって、地図を頼りに知らない町を尋ねあて、一心にノートを取りながら真剣に質問する姿に、ボランティア一同感動しました。

遠く関西の中学生の皆さま、ありがとうございました。

※ホームページの地域ねこブログにも掲載されています。
地域ねこブログは
http://www.nekodasuke.net　からリンク

東三河動物福祉の会・ハーツ

平成18年5月21日　豊橋市民活動フェスティバル"わっしょい!!メッセ"にハーツが参加。「地域ねこってなあに」をテーマに、ねこだすけの地域ねこパネルを展示していただきました。ハーツ主宰の村田さんは、昨年12月の新宿にゃんにゃんセミナーにも参加しています。（写真下）

マスコミ取材

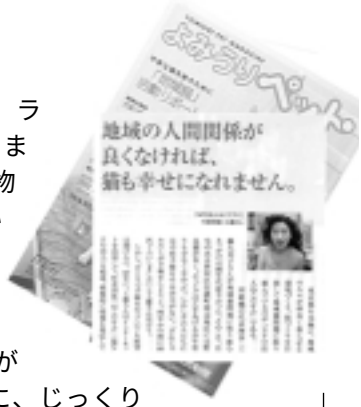

マスコミやジャーナリスト、ライターなどから取材依頼があります。取材する方々が、人と動物との適切な関係づくりなどという複雑でややこしいことがらにすごく詳しい訳でもありません。

取材の際に、必ず行うことがあります。取材の先ずその前に、じっくり時間をかけて、お互いの合意を作り上げる作業です。この作業の途中で取材のなくなることも度々です。

メディアは絶大な力ですが、不適切な情報も拡げます。人と動物との関係は、必ずしも適切に伝達されているだけではありません。流行や時勢におされます。あるTVディレクターとは、明け方まで話し合ったこともありました。また、意志の疎通が困難と感じられるときは、電話段階で取材もなくなります。

地域ねこの言葉は広まりましたが、数10分や数行程度で適切に伝えることはできません。

公益的なメディアには法令順守も課題です。交通問題のとき、道路交通法の知識は必要です。動物問題の取材のその前に、動物の法律を知らなくてはいけません。動物虐待の取材には、衰弱虐待と殺傷犯罪の違いから話し合い、相互理解に努めます。100頭のねこの死がいを報じたニュースは「虐待のあとは見られない」といいますが、衰弱虐待犯罪と動物殺傷犯罪との勘違いです。100頭のねこの死がいの飼い主には、罰金50万円に変った「衰弱虐待犯罪」の疑いもあるからです。

人と動物との適切な関係づくりなどについて、メディアと合意の形成が難しいときに、ねこだすけの活動は記事にもニュースにも番組にもなりません。メディアの力が大き過ぎるからです。

東京・墨田区でも…

平成18年7月発行の区報で、飼い主のいない猫対策事業を発表。東京都の動物愛護推進計画（ハルスプラン）の優先2番目が「飼い主のいない猫との共生支援事業」です。

区内の動物愛護推進員を兼ねる区民ボランティアが中心となって同事業の認定地区になったこともあり、区も不妊と去勢手術費用の助成ほか、自発的な行動を思い悩んでいた区民へ、活動の推進に向けて動きます。東京都が過去3年の間試験的に行った、同モデルプランのノウハウを引き継ぐと思われます。

地域住民が主体となり、ボランティアリーダーの経験と技術を対策の地域に伝えながら、区に背中をポンと押してもらう方法です。試行錯誤から始まった地域ねこプランですが、数年間の活動体験を実らせ、これからも着実に地域に根ざすことを目的にしています。

すみだ地域ねこの会が積極的に後押ししています。

すみねこ会ホームページ…
http://suminekokai.hp.infoseek.co.jp/

ぼ〜くもわたしも、どうしたらいいの？

http://nekodasuke.main.jp/net/wes/

長い年月の間、多数の不幸だったねこを守りかばっていた方が、やむを得ない特別な事情におそわれました。普段通りの生活を送れなくなってしまうアクシデントに突然見舞われたのです。いつでも、どこでも起こってしまうかも知れません。同居の家族は下の写真や20頭に近いねこと犬です。

「犬とねこの占有者を新しく見つけるより他に方法のない事態」でしたが、状況も刻々と移りました。

解決の選択肢にセンターへの引取りも考えたご親族さんと、動物の飼養の継続について話し合いました。これから先々のことや、そのほかのさまざまな事柄などに時間が費やされました。やがてご親族はねこのお世話のために、新たな環境を用意されました。

本人やご親族の知人たちはこのような経過を耳にしますが、頭数が多すぎます。知人たちは愛玩ペットの飼い主探しという方法に加えて、命ある動物たちの生涯飼育を目指して協力し合い、それぞれを引っ越しさせようと頑張ります。

ねこはペットのほか、コンパニオン動物、パートナー動物、ふれあい動物、いやし動物などとも呼ばれます。引っ越し先で何と呼ばれようと、小さな命は続きますが事情も事情です。

親族と知人の方々が知恵も力も出し合っています。無理を押しての一時的な引っ越しですから、このような状況が新しい引っ越し先で繰り返されてはいけません。行き先・譲り渡し先が未だ求め続けられています。

どのような理由でも、愛護動物を「負の資産」と考えません。動物は単なるペットではなく、人の命と少し異なるけれどもやはり命あるものと考え、生きる方法を手探りします。

行政では、引き取った動物に生存の機会を与える努力をようやく始めたようですが、お役所自ら生涯飼育の行える方法を持っていません。意識有る行政ですら、安楽死と呼ばれる殺処分を行わざるを得ないといいます。

行き先を失いかけた動物を「負の資産」と考え、安易な処分を思う方から「引取り先を探して欲しい」などのボランティアへの依頼は、筋道が違います。

♪♪〜〜男の残したモノは♪♪、実は負の資産だけだったという曲もありました。行き先を見失いかけた愛護動物は命ある生きものです。負債や弁済、必要品や不要品などとは考える基準が違います。

命あって生きているものは、今もこれからも人々に未来を思わせる、価値のはかり知れない財産と思いながら、毎日変わる今回の状況に、親族と知人が手を伸べ続けます。

アニマルウエルフェア(AWN)連絡会より寄稿

詳しくは…
www.dobutu.net

Animal Welfare Net.

平成18年6月、動物愛護管理法・改正新法が施行され、罰則や内容が変りました。AWN連絡会ホームページの修正を計画していますが、旧法そのままも多くありますのでご注意ください。遺棄と衰弱虐待罰金30万は、それぞれ罰金50万に変りました。登録をしない取扱業は罰金30万円です。

AWN連絡会は、人と動物との適切な関係を考える情報ネットワークです。法を超えた行政措置や、法を行わない行政不作為は、動物の法律の評価や改廃とともに考える課題です。マスコミなどのニュースや、人と動物との関係についての情報などを参考に、動物擁護はもとより、動物の福祉・愛護・保護及び管理などの適切な実行を願い、生物多様性と自然環境や動物をテーマにします。

動物が命あることに照らし合わせて、動物をまもりかばうヒトのその思いや行いを、同じように他のヒトにまもりかばわれることも法令順守です。

我が国には「動物基本法」がありません。「動物が命ある」という法の精神＝リーガルマインドに裏付けられた動物の基本的な法律が求められます。

地域行政の愛護動物担当について、改正新法は…

「基本指針」が新たに決められました。●国の主務所管、つまり環境大臣が「動物愛護の施策を総合的に進める指針」を必ず定めます。●都道府県は国の指針などを所管の区域で行うための、「動物愛護管理推進計画」を必ず定めます。（注1）●都道府県が「動物愛護管理推進計画」を定めるか変更する時、所管内の市町村は必ず意見を聴かれます。

昨年の6月に公布されてから、市（※特別区）町村への問い合せの際に、この項目による法令順守を確かめました。

今までの市区町村は「愛護動物主務所管」を置かないままでも問い合わせに応じていましたが、行政は法律を行うところです。都道府県から動物愛護法の意見を聴かれることになる市区町村は、法に詳しい所管担当を置かなくては法律を行えません。これからの地域行政は愛護動物所管を置かなくてはいけません。

地域行政に問い合せの都度、上記の件を解説し確認したところ、多くの事例で従来のような「慣例による、その場しのぎのそれなり対応」が少なくなりました。また、新たに所管担当を置いた行政も既にあります。改正新法により、地域行政の「頓珍漢な応対」の少なくなることを願います。

（注1）東京都では30の具体的なプランからなる「動物愛護推進総合基本計画・ハルスプラン」を既に策定しています。

ねこだすけニュース読者の意見や情報をもとに編集しました。

地域行政ご関係者さまへ

新しく地域ねこプランが始められますが、足踏みも出始めました。知らんぷりや勘違いも目立ちます。計画が足踏みし、知らんぷりまで落ち込む原因が分かりました。

野良猫や飼い主のいない猫また地域ねこ、そして飼われているペットのねこや商品のねこ。一部の行政では、ねこを飼い主や取扱者、つまり所有者や占有者のいるペットや商品ねこの「持ち主」を基準に分類します。

ねこの命はひとつです。飼い主や取扱者がいてもいなくても、愛護や管理の方法は同じです。野良ねこには所有者も管理者もいないのです。ねこは人を頼りますが人に従わないので、訓練しても警察犬のような使役ねこにはなりません。

ねこの愛護や管理の方法を「ひとつの命あるねこ」を基準に分類するとき、ねこの全部が同じ分野です。全部のねこに有効で、だれでもできる方法は法令順守で可能です。適正な終生飼養と繁殖制限、そして捨てません。このことをお家の中でやるか、お外でやるかだけの違いです。お店にいても同じです。

今手を打たないと生態は気の遠くなるほどの歴史を繰り返します。40年前の野良猫種を想い描いてみると、現代野良猫との違いは明らかです。地域ねこプランは、人と動物と固有の環境を考える手身近な見本です。

遺失物法改正・逸走の犬ねこは？

遺失物法の保管期間6か月は、落とし物に価値があるので、だれの所有物にするかを決めるために必要な期間でした。

犬やねこを拾って警察に届けたとき、6か月も保管されたことはありません。「明日保健所が引取りに来る」といわれて、遺失物に扱われなかった筈です。生きたまま保管する方法がないというだけの理由から、はぐれた所有者の権利が無視され続けました。

これからはどうなるのでしょうか？誰が見てもすぐ分るような「身元の表示」のない犬とねこは警察に遺失物届けができません。マイクロチップは外見から分りません。犬やねこの持ち主の分るまで、一時的に保護するところもありません。

数十万円で犬やねこが売られます。このペットがはぐれても、身元の不明な落とし物では警察が受付けません。えっ！動物には資産価値がないの？いえ、お金に換算されなくても、家族と一緒の命ある大切な財産です。

名前表示のない落とし物の財布は遺失物で、裸の犬やねこはそのまま保健所からセンター送りなのでしょうか？センターでは、所有者の分るまで預からないまま殺処分です。お金に変えられない犬やねこがはぐれてしまったとき、いったいどうしたら良いのでしょうか？

狂犬病予防法で犬を登録し、動物愛護法では命あるものといいながら、遺失物法を使わずに見殺していました。6か月の保管をまったくしなかった法令順守の責任を誰も負わないでおいて、直ぐ殺せる法律に変ります。

警察ご関係者さまへ

今年の6月から動物愛護法が見直され、捨て犬ねこ違反と衰弱虐待犯罪の罰則が50万円に変りました。罰則50万円は大きな犯罪です。

捨てねこ罰金30万円の頃ですが、ねこを入れた段ボール箱の宅配伝票から犯人を特定しましたし、書類送検の前例もあります。

「捨てねこは明日センターで引取るから置いてくか、あなたが飼ってもいいよ」など、勘違いの強い指導はいけません。遺棄は犯罪で、落とし物とも違います。

動物殺傷犯罪は懲役と罰金100万円ですが、こちらも誤解されています。飼い主がいてもいなくても愛護動物を傷つけ殺す犯罪が殺傷犯罪です。飼い主や取扱者が餌や水を与えないなどで、動物を弱らせるなどの行為が衰弱虐待犯罪で、罰金50万円です。

世間では動物殺傷犯も虐待犯といいますが、犯罪行為は殺傷と衰弱虐待に分かれていますので、通報等の際にはどうぞ格段のご配慮をお願いいたします。

鼻紋で動物の識別

http://www.atomsystem.co.jp
(株)アトムシステムのホームページより

動物愛護法改正新法に決められた環境大臣の動物愛護基本指針の中で、動物の身元の表示の方法にマイクロチップを取り上げています。

ところで…、デジタル写真やインターネットを使い、誰でもいつでもどこからでも犬やねこの登録照会や個体識別を行えるとしたら好都合です。飼い主のいない猫も、落とし物の犬ねこも識別できます。

「マイクロチップによる個体特定に代わる世界初の画期的な技術革新」として鼻紋識別が新聞報道されました。6月末にデモ版を公開し、年内に国内および米国、欧州を中心とした海外で同時発売です。

にゃんこベジタブル

ねこ草が育つと、ニャンコは根っこも一緒に摘んでしまいますし、根付きもしっかりしません。栽培をあきらめてかけていたとき、金網を使いました。

お花屋でもらった使い古しの鉢に砂利を入れて重くし、栽培キットの穴埋めにバミュキュライトを使いました。

金網で表面を覆って鉢に折り込み、しっかり水をしみ込ませ、日ざしのない場所で芽がでるのを待ちます。

外に出すと決まって受け皿に小虫がたかるので、発芽後の日当たり対策を検討中です。

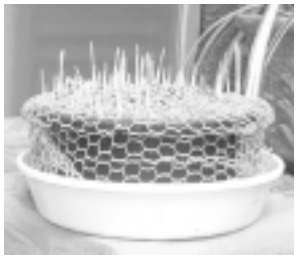

環境省「犬ねこの引取り数半減、１０年計画」

ねこだすけメンバーや、ねこだすけニュース読者からの寄稿と情報をもとに編集しました。

環境省は動物愛護管理法・改正新法の基本指針（AWN連絡会の記事p-3参照）で、年間40万頭以上の犬ねこの引取りを半数に減らす方針です。計画は、ペットの安易な販売の規制・不妊と去勢の推進・譲り渡しの機会の拡大などです。有識者会議に諮問し答申の後、意見を公募して指針を決めます。

国の思惑と民間のペットブームが過去の有識者会議で競り合ったため、揶揄を込めて「ペットセレブブームの軌道修正」といわれます。

原則として動物愛護推進員は、公益法人などの団体で作る"協議会"に推進されて委嘱をうけます。引取り処分半減計画は、売られる動物の数量も計算ずくですが、国の有識者会議で「推進員を推薦する協議会に致死処分反対者が入ると、地域行政が困るから入れるべきではない。」という意見がありました。

価値の落ちた余剰動物処分の容認をペットセレブ（動物活用）派とすれば、その前に致死処分を無くすアニマルライツ（動物擁護）派との違いです。国の有識者会議ですから、さすがに座長は「委員の意見は"協議会に入れるべきではない"としても、致死処分に異論のあることを否定できない」とおさめました。

地方自治体の条例や要綱の制定計画でも、地域などから選任される有識者で会議が行われます。市民がペットセレブ風潮を好ましく感じているとの思い込みも作用し、動物擁護派より動物活用派委員の多い会議になっているようです。

先の"国の有識者会議"から5年以上を過ぎて、協議会の下で委嘱された動物愛護推進員の中には、致死処分反対の動物擁護派もいます。多くの地方ではそのような擁護派推進員が主体となって、地域行政と協働しながら動物愛護の推進に貢献している事実を否めません。

動物に命があるので、固有の生態を自然に繰り返すのだから、人の手にかけるべきではない、と考えて何かを行うアニマルライツ派。

動物を見せて触らせ連れ回し、道具代りに活用し、ペットブームを上手に使うペットセレブ派。

ペットや動物と一緒に暮らす環境は日ごとにふくらみます。コンパニオン動物、パートナー動物、ふれあい、癒し、スポーツ、病気治療介在動物。動物園やタレント動物、新種ペットがもてはやされます。

数十年前、地域環境保全のアニマルライツ派は、「国鳥とき（ニッポニアニッポン）の営巣に人が手をかけると絶滅する」といいました。その後、固有のときが絶滅したので、復活の国家事業が行われています。

外来種を交配させ、長い年月をかけて固有種に育てる壮大な計画です。

生物は自然環境のもとで、雑種強勢の理論を自ら繰り返しながら生態を守ります。例えは良くないですが、近親相姦（近交劣化・退化）を避けて強く生きようとします。

人は動物の感染症に知識を持たなければならないことを法律で決めました。人畜共通感染症だけと思われていますが、近交劣化（退化）などが原因の動物間感染症も含みます。

世界の動物園で出産用交配動物の貸し借りをしますから、近交劣化を防ぐため各国が協力して個体識別の情報ネットワークを考えています。

獣医学書ではペットのねこの感染症発症例が参考文献です。新種のペットねこを作ろうとするとき、キャテリー（繁殖所）が必要でした。古くから世界中の野良ねこには、危険性の低い感染症が一つだけ見つかっていたそうです。その後、30数種類にも増えたねこの感染症の発症例はキャテリーからです。感染症ウィルス発生の原因として、同じ種を繰り返し繁殖させる近交劣化が獣医学書に記されています。

百頭以上の犬を放し飼いして社会問題になったことがありました。ボランティアと医師や行政も協力した繁殖制限手術のとき、一般通院犬の麻酔量では効きめが薄かったので、雑種強勢の参考といわれます。

また、数年間の実験的な地域ねこ対策では、通院ねこの持つ感染症の割合と外のねこを比べると、同じ程度か感染症の種類によって、外のねこが低いことも分りました。

ペットセレブ派は「動物愛護の人は、お仲間で協力しあって致死処分動物も擁護する」と思い、「野良ねこにも身元を表示し、お家に入れて餌を外に出さないで」とも考えます。

アニマルライツ派は「余剰といわれてしまう動物もセレブ動物も命は同じ」と思いながら何かを行います。

動物の飼育には大きな費用も人員も必要ですから、行政ですらアニマルシェルターを未だ持てません。

新しく決められる国の基本指針に「譲り渡し」が入ります。古い法律は「動物の愛護を目的とする"**公益法人**"その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる」でしたが、譲り渡しの成果は伸びません。そのためか、改正された新法で"公益法人"が"**団体**"に変えられました。団体に致死処分に反対するアニマルライツ派の含まれる予想は容易です。処分に反対だから助けると思われそうですが、その前に引取られる犬やねこを出さない努力が重要です。

愛らしい仔犬や仔ねこの陳列販売と違い、成犬の譲り渡しには長期間の専門的な訓練が必要ですし、成猫ですと愛玩ペット扱いの譲り渡しはほとんどできません。ねこの終生飼育引き受け業者は、1頭数百万円を目安にする時代です。

シェルターを備え、譲り渡し動物の受け入れを「いつでもどうぞ」と待ち構える市民ボランティア団体などはないでしょうし、団体のメンバーでありながら自宅をシェルター代りに使う擁護派家庭は既にどこも満員で、崩壊の例も見られます。

お金の絡むペットブームのうしろには、命を続ける機会だけを待つ見捨てられた犬やねこがいます。

動物活用のペットセレブ派も動物擁護のアニマルライツ派も、毎日同じ環境で暮らし続けます。

寄稿の頁

金曜日の夕方 猫、逃げました。 日曜日の朝方ようやく発見

そのいきさつを少し……。

玄関ドアが少し空いてたがあまり気にもしなかった。そこから出られると思わなかったもので。だが我が家の猫はスマートで出てしまった。恐ろしい話だ。

マンションの周りにいると思ったが甘かった。どこにもいない。猫を逃がした阿呆な旦那は大慌てで写真を探しコンビニでコピーを取り300枚以上電柱に貼ったり歩いている人に渡したりポスティングをしたりしてあっと言う間に一夜が開けた。丁度ワールドカップをやっていてよかった。

翌日の夜は悲惨だった。まったく眠れないまま一昼夜過ごしたため目は血走り般若のようだ。狭い家なので普段から見たくもない旦那の間抜面がさらに神経をいらだたせたのは間違いあるまい。

日曜の朝方、マンション裏を巡回に出たらいるではないか。慌てて旦那を呼びに走るが二人して戻ってみるといない。このときばかりはついに幻覚か、と思った。が、よくみるとすぐ下の物置きみたいなところにいた。もしかしたらずっとそこに潜んでいたのかもしれない。

せっせ、せっせと名前を呼ぶとにゃん、にゃんといいながら近付いてきたのでそのまま抱いて家に帰った。

生後3ヶ月で保護し一度も外に出たことのない12才の雄猫、去勢済み。少し長毛で可愛いことこのうえないので拉致されることも心配だった。しかしマンション裏で発見したとき思った。「外で見ると立派な野良猫…！」

教訓。
1.飼い猫は絶対に逃がしてはならない。
2.万が一逃がした場合はその犯人に対し罰金または懲役などを科することをあらかじめ家庭内で決めておく。この場合、罰金の額、懲役については重い方が良い。
3.1も2もできそうにない場合は猫を飼わない。

最後に捜索の仕方ですが結局お外を知らない飼い猫は逃げた自宅のすぐそばにいるのはほぼ間違いありません。300枚ものチラシをまいて情報は一件もなし。日曜の夜中に2時間かけて再び範囲を拡げてポスティング、張り紙をしたがその3時間後に見つかったため朝っぱらから今度はあわてて作成した「猫見つかりました。」の報告チラシを大量コピー。かわりにそれを電柱に貼ったりポスティング。疲れ果てていたためどこのお宅にポスティングしたのか定かでないし、ポスティングされたお宅は一夜のうちに「猫探しています」と「猫見つかりました」の両方のプリントを見ることになり、はたから見れば意味不明の一人芝居かも。

親身になって相談にのってくれたボランティアさん、本当にありがとうございました。その方のアドバイス。
1.飼い猫ちゃんは自宅のすぐ近くで恐怖のため身動きできずにいるはず。朝方5時頃ウナギ蒲焼き（これが効くそうな）を見せびらかしながら名前を呼んで歩く。（我が家の場合はこの段階で見つかりました）
2.チラシ、ポスティングで情報提供を待つ。
3.それでもダメなら聞き込み調査。

それにしても皆さん本当に親切でとくに犬を連れた方は「どうですか、見つかりましたか。家族ですからね」とこちらは覚えていないにも関わらずお声をかけていただいてとてもとても嬉しかったです。

それともう一つ。場所にもよりますが交通事故などの場合はその遺体はほとんどが清掃局に収容となりますので清掃局に連絡し運び込まれていないかどうか確認します。それから東京都なら動物愛護センター、怪我をして収容されるとここになります。そして最寄りの警察署。お電話で猫の特徴などを話し迷子猫として持ち込まれた場合は連絡をお願いします。いずれもご連絡をお願いした場合は見つかったことの連絡もした方が良いと思います。

最後の最後は先にも書きましたが電柱（本来貼紙禁止）に貼ったチラシは必ず剥がし御報告チラシを貼ります。そしてまたそのチラシも剥がします。ポスティングしたお宅には御報告チラシを入れることも大事です。みつかった翌日も「猫ちゃん、見つかりましたか？」とお電話くださった方がいらっしゃいました。

以上。くどくどと書きましたが本当に猫を逃がすとえらいことになります。皆様どうぞお気をつけくださいませ。

猫探しています。
（カラーコピー）

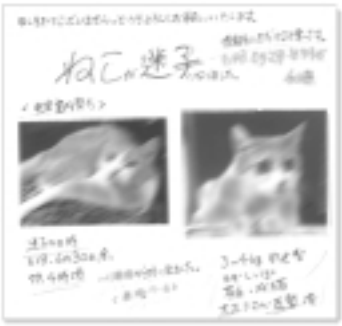

猫見つかりました。
（カラーコピー）

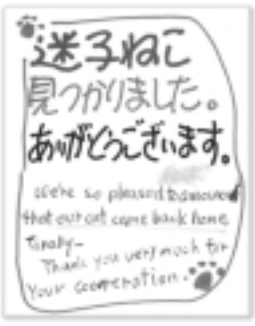

猫が見つかったところ。何度ものぞいたのですが、気が動転してすみずみまでじっくり見ていなかったのです。

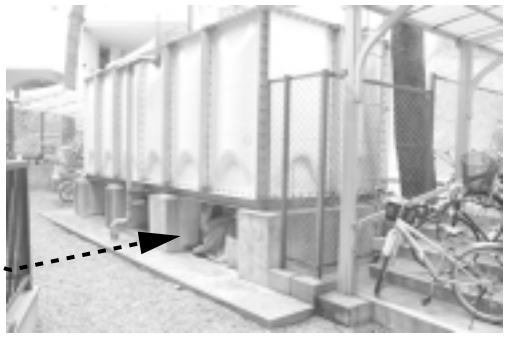

●暫くの間APLに在庫がなくなっていましたが軽量型が入荷しています。貸出分にも余裕がありますのでご利用ください。

お知らせとお願い

地域ねこプランの推進や、動物愛護活動に限って使える、プロテクションケージ（トラップケージ保護用かご）の貸出について…。

●貸出無料ですが、送料をご負担ください。

●貸出期間は、一回につき最長一ヶ月です。

規定の貸出申し込み書式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

貸出中の皆さまへ

●貸出期間は一ヶ月以内です。

●期間を超える際には、一度返却してください。点検整備を行います。（※地域ねこチームへの配備品扱いを除きます。点検整備の必要な際にはご連絡ください。）

●貸出、配備とも又貸しをしないでください。その都度必ず規定の貸出申込書を記入してください。（使う態様により、危険な猟具にもなります。所在を明確にするためです。）

●貸出・配備共、既に一ヶ月を超える場合には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。（最近、番号通知などをされた方を除きます。）

動物保護目的の地域ねこプランに限り保持できるキャッツ・プロテクションケージ（トラップケージ・直輸入保護用かご）の頒布について…

動物愛護に理解の有る任意団体のAPLに協力を求め、ねこだすけを窓口に頒布申し込み受付やお届け先の確認作業を行い、規定の書式で申し込まれた方に限り、APLから直接購入いただける仕組みをとっています。詳しくは、お問い合わせください。

●頒布お申込みの規定書式請求は、地域ねこプラングループ名などを記入の上Fax.03-3350-6440 まで。

Animal Protection League

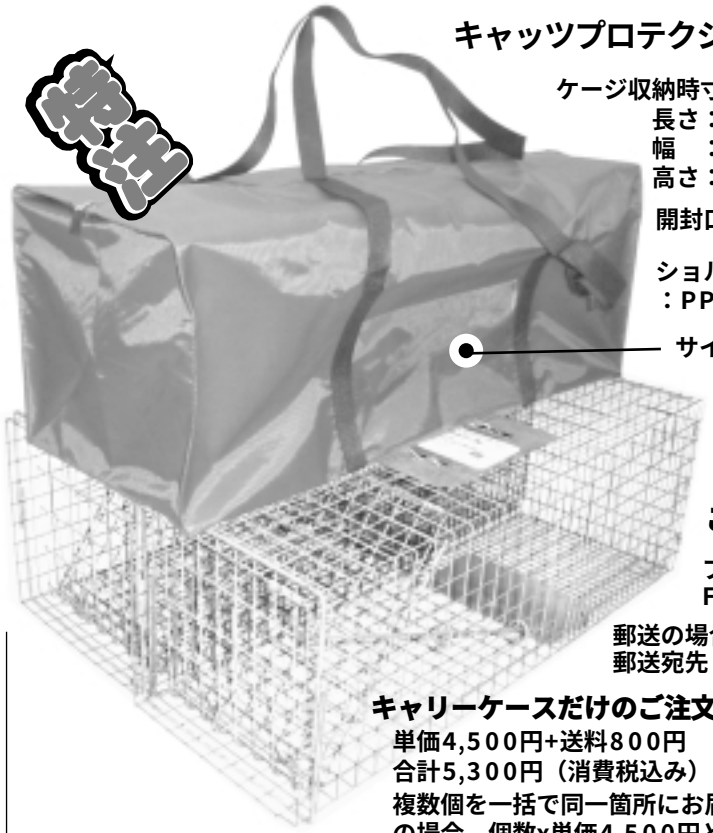

キャッツプロテクションケージ専用 キャリーケース

ケージ収納時寸法(外径・約)
長さ：70cm
幅　：28cm
高さ：26cm

表地／濃いブルー：ナイロン製布目
裏地／黒：ナイロン製布目
表地と裏地の間：塩化ビニール(エンビ)
防水裏打ち／表・中・裏3枚重ね

開封口：両開きファスナー

ショルダー(持ち手・肩かけ)
：PPテープ(黒)長さを調整できます。

サイドポケット（片側）
：透明エンビ 26x15cm
通院時のねこの名前などを表示できます。

特注：中国製
工場直接発注の限定品です。
※未使用で返品の際には到着後8日以内にAPL宛お届けください。恐れ入りますが返品送料をご負担ください。使用後の返品はご容赦ください。

製造直輸入コーディネーター
A.P.L. 〒111-0036東京都台東区松が谷2-18-12

ご注文はファクシミリか郵送で‥

ファクシミリの場合は下の枠内にご記入の上、送信してください。
Fax.宛先 03-3350-6440 NPOねこだすけ

郵送の場合は下の枠内にご記入の上、切り取ってお届けください。
郵送宛先 〒160-0015東京都新宿区大京町5-15-203 NPOねこだすけ

キャリーケースだけのご注文
単価4,500円+送料800円
合計5,300円（消費税込み）
複数個を一括で同一箇所にお届けの場合、個数x単価4,500円と、送料は一律800円（消費税込み）

プロテクションケージと同時のご注文
ケージ1台とケース1個につき、
セット単価14,000円+送料800円
合計14,800円（消費税込み）
ケージと同時にケース2個からは、ケース1個につき4,000円をプラスしてください。(送料・消費税込み)

●お支払いは…　出庫時に郵便振替用紙を同封します。到着後、お早めに送金してください。

●下の用紙でプロテクションケージの申し込みはできません。所定の用紙を請求してください。

郵送切り取り線

キャリーケースだけのご注文用紙

●プロテクションケージと同時ご注文の際には、別途所定のケージオーダー用紙に記入してください。

お申込　　年　　月　　日

お届け先ご住所

〒番号

お名前

お電話番号

数量	送料	合計
個	円	円

※合計額の見本
●ケース1個の場合
注文合計単価￥5,300.（送料・税込み）
●ケース1個追加ごとにプラス￥4,500.
（送料・税込み）

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK　2006 平成18年7月　vol.29

動物愛護管理法・改正新法が平成18年6月に施行されました。

遺棄犯罪と衰弱虐待犯罪　罰金 50 万円に改正。

※その他、登録を受けない動物取扱業　罰金30万円など。
詳しくは…（ねこだすけホームページからリンク）
http://awn.sub.jp/awn/qa/qa_sinho_kof.html

※新法の「基本指針」を決定する環境省が意見を公募します。
動物の愛護・管理についてのホームページは…
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/index.html

ホームページの法律関係箇所の修正を計画していますが、古いままのページが未だありますのでお許しください。

ねこだすけへのお誘い

いのちにやさしいまちづくり　人と動物と、すてきな関係・・・

ねこだすけは小さないのちにやさしいまちづくりを目指します。1年間に100万匹ものねこが不幸に死にます。少しの手助けで不幸なねこをなくせます。

ボランティアさんがそれぞれの立場で、ねこや動物に今できることをできる範囲で行い、次の世代につながることを願っています。いつでも、どこでも、ねこや動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

ねこの保護や救済、通院などの他ご相談にお応えし、人と動物との適切な関係づくりの風潮を広げます。社会のさまざまな分野に働きかけ、協力を促します。

ねこを快く思われない方や、行政と一緒に協働し、同じ目的の地域ねこプランを進めます。

ねこや動物保護の活動は、政治や思想に中立で営利を求めません。超党派の議員、大勢のドクターから賛同をいただきます。

ねこだすけは、ねこや動物を思うボランティアのチームワークで運営され、地域ねこ&どーぶつネットワークを進めます。

ねこだすけは、動物を愛おしむ様々な立場の皆さまに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えてください。

資料を郵送します。ご住所をお知らせください。

小さな声を大きく強く!!　地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘　要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個　人
C パートナー 5	5,000円	個　人
D パートナー 7	7,000円	個　人
E サポーター	10,000円以上	個　人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A～Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域ねこプランが拡がっています。どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。

入会お申込・お問い合せは…

電話・Fax.　03-3350-6440
郵送・宅配　※住所が変りました。新住所は…
〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203
NPO ねこだすけ
http://www.nekodasuke.net

郵便振替	口座番号　00130 - 9 - 362975 加入者名　ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日：　お名前：　ご住所／郵便番号：　お電話番号：
Fax番号：　会員種別：　年会費：　円
※寄付金：　円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

ご入金確認日の前月までを会員年度(**※宛名シールに印字されている期日**)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には会員ご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もありますので、お手数ですがFaxなどでのご連絡をお願いいたします。金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。**●会員年度の間違いや、このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。**

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵パックや資料送付に転用します。未使用のテレフォンカード・古い収入印紙は換金も容易です。移転で保管場所が狭くなり、ケージや物資などの宅配出庫回数が更に増えました。配送費用にご支援をお願いいたします。

電話はFax.併用です。IPフォンは移転に伴いなくなりました。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax.番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

活動　地域ねこプランや、ねこの保護救済以外の活動内容

- ●動物愛護の普及や啓発
- ●動物の法令の普及啓発と実行の推進
- ●全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
- ●不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
- ●緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
- ●不適切に飼養される動物の改善
- ●生物多様性に関する動物の保全
- ●不適切な動物愛護風潮の抑止
- ●動物擁護の普及
- ●動物福祉の推進
- ●動物愛護普及啓発イベントの開催
- ●動物ネットワークの推進
- ●学習会や相談会
- ●ねこの譲渡・飼い方相談
- ●チームや支部などの支援ほか